

豊丘村男女共同参画計画

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 基本理念・基本目標	2
5. 施策の体系	3

第2章 男女共同参画計画

基本目標1 意識：共に思いやり共に考える意識づくり …… 4

施策方針1 人権尊重をめざす村民意識の醸成

施策方針2 男女平等をめざす教育・学習の充実

基本目標2 環境：共に支え合い共に参画する環境づくり …… 6

施策方針1 あらゆる分野での男女共同参画の促進

施策方針2 両性の対等な就業条件・環境の整備

施策方針3 少子・高齢社会における福祉の充実

基本目標3 社会：安心・安全な社会づくり …… 9

施策方針1 安心して暮らせる生活環境の創出

施策方針2 あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

第3章 資料 …… 11

1. 豊丘村男女共同参画推進委員会設置規則
2. 豊丘村男女共同参画推進委員名簿
3. 豊丘村男女共同参画推進の経過
4. 豊丘村男女共同参画計画の策定経過

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、これからの国の持続的発展を支える最重要課題と位置づけられています。

国においては、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 年 12 月には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

豊丘村では、この趣旨を踏まえ、平成 16 年 3 月に、「豊丘村男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、視察や啓発に取り組み、平成 22 年 9 月には「豊丘村男女共同参画啓発パンフレット改訂版」を発行しています。また平成 30 年 7 月には「豊丘村男女共同参画プラン」を策定し、基本目標を設定しています。

しかし、参画プラン策定以降も、少子高齢化による人口減少や、グローバル経済の一層の進展など、社会経済情勢は大きく変化しており、こうした状況に対応した新たな計画の策定が求められています。

こうした中、平成 25 年 6 月、国は成長戦略の柱のひとつに「女性の活躍」を位置づけ、平成 27 年 9 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立しました。このように社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきましたが、豊丘村においても、さらなる成長のためには、女性の活躍に向けた取組は不可欠なものになっています。

そこで、社会情勢の変化や世界、国、県の男女共同参画に関する動向、これまでの本村の計画の進捗状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現と女性活躍推進および DV 対策に取り組み、新しい時代を切り拓いていくため、「豊丘村男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、豊丘村における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを具体的に推進するための計画で、次に掲げる性格を併せ持つものになります。

○「男女共同参画基本法」第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」

○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に規定される「市町村基本計画」

○「第 6 次豊丘村総合振興計画」を上位計画とし、「子ども・子育て支援豊丘村行動計画」「福祉総合計画」等各種計画との整合性を持つもの

○国「第 5 次男女共同参画基本計画」「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022(女性版骨太の方針 2022)」を踏まえて策定するもの

○「第 5 次長野県男女共同参画計画」「しあわせ信州創造プラン 2.0」を踏まえて策定するもの

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度(2022 年度)～令和 9 年度(2027 年度)までの 5 年間とします。ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行うこととします。

4. 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして

個性と多様性を尊重する社会の実現、日本の経済社会の持続的発展において、男女共同参画は不可欠な要素と考えられています。しかし、令和 3 年 3 月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は 156 か国中 120 位であり、諸外国と比較しても日本の男女共同参画の現状は立ち遅れていることが明白です。私たちの身近なところでも、物事を決める場に女性が加われなかったり、男女間の賃金格差が解消されていなかったりと、男女間の不平等を感じるものがまだまだ多くあります。

本計画は、一人ひとりの人権を尊重しあいながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会の実現」を目指すものです。

(2) 基本目標

基本理念に掲げた社会を実現させるため、次の 3 つの基本目標を設け、それぞれの分野における取り組みを実行していきます。

基本目標 1 意識：共に思いやり共に考える意識づくり

基本目標 2 環境：共に支え合い共に参画する環境づくり

基本目標 3 社会：安心・安全な社会づくり

5. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策方針	具体的施策
すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして	意識：共に思いやり 共に考える意識づくり	人権尊重をめざす村民意識の醸成	人権・男女共同参画に関する情報の収集・発信と生涯学習の充実。メディアをとおしての男女共同参画意識の向上
		男女平等をめざす教育・学習の充実	学校や保育園・家庭での男女平等教育の推進 地域や家庭、職場におけるしきたりや習慣の見直し
	環境：共に支え合い 共に参画する環境づくり 【女性活躍推進計画】	あらゆる分野での男女共同参画の促進	区、自治会、行政機関における女性参画拡大 男女の地域活動への積極的参加
		両性の対等な就業条件・環境の整備	雇用における男女の平等
			職場における学習機会の提供
			働きやすい育児、介護の休業制度の充実
	少子・高齢社会における福祉の充実	自営で働く女性の労働環境の整備	
		男女で担う育児、多様な子育て支援の充実	
		男女で担う介護、多様な介護サービスの充実	
	社会：安心・安全な社会づくり 【DV防止基本計画】	安心して暮らせる生活環境の創出	家事労働への男性の参画促進
			障がい者や一人暮らし家庭への支援、男女が共に自立したライフスタイルの確立
		あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み	様々な家庭問題の救済、相談体制の確立 DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援 安心して相談できる体制づくり

第2章 男女共同参画計画

基本目標 1 意識：共に思いやり共に考える意識づくり

現状と課題

男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識や、地区役員は男性が務めるといった慣例は、依然として生活の中に浸透しています。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を前提とした社会通念・習慣・しきたりは、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因と考えられています。また、近年は性的マイノリティ等の権利保障に関する社会的な動きが盛んになっていますが、未だに偏見も多く生活しづらい社会であるという認識があります。

このような状況を変革するためには、性別や性的指向、性自認などによる差別が起きないよう、村民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、男女共同参画の意識を持つ必要があります。

目指す方向

性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するために、固定的な性別役割分担意識によるさまざまな場面での不平等や偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。

これら「人権の尊重」について意識づくりを行うとともに、家庭や地域、職場や学校での学習・教育や周知・啓発活動を行い、人権尊重と男女共同参画への意識改革に取り組みます。

成果指標

項目	現状(R3)	目標(R7)
さんかくセミナー参加者数(人)	61名	80名

※村民意識調査を基にした成果指標を検討中

施策方針 1 人権尊重をめざす村民意識の醸成

●施策の展開

具体的施策	取り組み内容
人権・男女共同参画に関する情報の収集・発信と生涯学習の充実。メディアをととしての男女共同参画意識の向上	○さんかくセミナーの開催 ○人権教育学習会の開催 ○広報誌、ホームページでの啓発・情報提供 ○村民意識調査の実施

施策方針 2 男女平等をめざす教育・学習の充実

● 施策の展開

具体的施策	取り組み内容
学校や保育園・家庭での男女平等教育の推進	○学校への教材・情報の提供 ○名簿の順番、名札の色等で男女を分けない配慮 ○母の日、父の日ではなく「家族への感謝の日」とした行事の実施
地域や家庭、職場におけるしきたりや習慣の見直し	○講演会、学習会の開催 ○広報誌、ホームページでの啓発・情報提供

基本目標 2 環境：共に支え合い共に参画する環境づくり

現状と課題

豊丘村の各種委員会・審議会等における令和 3 年 4 月時点の女性委員の比率(23.6%)は、5 年前と比較すると上昇傾向にありますが、国(42.3%)や長野県内市町村の平均(26.1%)と比較しても下回っている状況です。慣例的に男性が地域の役員等を務めてきた経過や、各種会合が夜に開催されるため性別役割分担意識のもとで家事や子育てに追われる女性が参加しづらい状況があると考えられます。

■委員会等に占める女性の割合	R3.4.1 時点			H29.4.1 時点		
	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)
議会、行政、地域関係機関						
村議会議員	13	3	23.1	14	2	14.3
小中学校 PTA 会長	3	0	0	3	0	0
区長・自治会長	56	3	5.4	56	0	0
役場職員(課長以上級)	9	2	22.2	8	1	12.5
消防団員	112	15	13.4			
地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会						
教育委員会	4	1	25	4	2	50
選挙管理委員会	4	0	0	4	1	25
監査委員	2	0	0	2	0	0
農業委員会(推進委員含む)	12	4	33.3	19	3	15.8
固定資産評価委員会	3	0	0	3	0	0
法律、政令、条例により設置されている審議会等						
民生児童委員	17	8	47.1	17	10	58.8
市町村防災会議	14	2	14.3	74	2	2.7
国民健康保険運営協議会	12	3	25	12	2	16.7
環境審議会	9	4	44.4	10	5	50
公民館運営協議会	13	2	15.4	15	2	13.3
社会教育委員会	5	3	60	5	3	60
文化財保護(調査)委員会	5	0	0	5	0	0
市町村国民保護協議会	30	1	3.3			
特別職報酬等審議会	10	1	10			
消防委員会	8	1	12.5			
男女共同参画推進委員会	5	3	60	5	3	60
市町村審議会等委員(全体)	246	58	23.6	226	30	12.8

一方で子育てや介護に関しては、平日日中に休暇を取得することに対して職場や上司の理解が得られない、外出先で男性トイレにベビーベッドが設置されていないなど、男性が積極的に協力できる環境の整備が立ち遅れている状況もあります。男性側の意識改革とあわせ、これら環境の整備や多様な働き方の定着に向けた取り組みが必要とされています。

目指す方向

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の活躍を積極的に推進し、性別に関わりなくあらゆる分野の活動に参加しやすい環境を整備すること、そして男女ともに充実した職業生活、その他社会生活、家庭生活を送ることができることが重要になります。

そのために、様々な分野での女性の参画を一層拡大し、また男性が積極的に育児・介護に参加できるよう、男性も女性も共に働きやすい多様な働き方への支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。

成果指標

項目	現状(R3)	目標(R7)
審議会等における女性委員の割合	23.6%	25.0%
区・自治会等における女性役員の割合	5.4%	10.0%
村役場の課長・係長に占める女性職員の割合 (課長・課長補佐・係長相当職)	31.0%	40.0%
男性の育児休業取得率 (豊丘村役場/特定事業主行動計画※)	0%	20.0%

施策方針 1 あらゆる分野での男女共同参画の促進

● 施策の展開

具体的施策	取り組み内容
区、自治会、行政機関における女性参画拡大	○他団体での取り組み事例の紹介 ○区組織改革時の働きかけ
男女の地域活動への積極的参加	○若い世代から地域と関わりが持てるよう、世代間の交流を促進

※特定事業主行動計画・・・女性活躍推進法第 15 条に基づき、各特定事業主(国、県、市町村など)に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画。数値目標、取組内容とその実施時期等が定められています。

施策方針 2 両性の対等な就業条件・環境の整備

● 施策の展開

具体的施策	取り組み内容
雇用における男女の平等	○企業への情報提供、働きかけ
職場における学習機会の提供	○企業と連携したワーク・ライフ・バランス実現のための活動
働きやすい育児、介護の休業制度の充実	○職場における各種両立支援制度の活用促進 ○男性職員の育児休業取得の促進に向けた管理職員の意識改革や職場マネジメントに関する研修の実施
自営で働く女性の労働環境の整備	○創業支援制度

施策方針 3 少子・高齢社会における福祉の充実

● 施策の展開

具体的施策	取り組み内容
男女で担う育児、多様な子育て支援の充実	○未満児保育、延長保育、児童クラブ等の子育て支援サービスの充実 ○病児保育、短期支援、保育園一時預かり事業の実施 ○土日祝日遊びの広場の開設 ○未就園児保護者向け保育3時間無料券の発行 ○保育園・学校と保護者間の連絡のデジタル化 ○子育て相談体制の充実
男女で担う介護、多様な介護サービスの充実	○介護相談体制の充実 ○相談体制の徹底による介護離職の防止 ○介護サービスの充実
家事労働への男性の参画促進	○男性の育児休業利用の促進 ○男性の育児休業制度の整備支援 ○男性向けの支援講座、学習会の開催 ○男性用トイレへのベビーベッドの設置

基本目標 3 社会：安心・安全な社会づくり

現状と課題

かつて家族は社会保障の機能を担い、多世代同居等により経済的保障だけでなく家事、育児、介護を家庭内で担っていました。しかし、時代が移り変わるにつれ、家族の姿、家族に関する意識は変化し、家族が社会保障の機能を十分に果たせなくなっています。一方で、家族を取り巻く税・社会保障制度は現在の家族の姿に十分対応できておらず、制度等の恩恵を十分に受けられない人々がいます。

時代が移り、女性の生き方と家族の姿が多様化する中で、性犯罪・性暴力被害の増加、深刻化が進行しています。他方、男女間の賃金格差は依然として存在しており、女性の経済的自立を阻んでいる状況にあります。

また、女性のみならず、非正規雇用の増加による所得格差や独居男性の孤立、障がい者や課題を抱える家庭が社会から孤立することも増えています。

これらの困難を抱える人々への支援、人生 100 年時代を見据えた生涯を通じた健康支援、暴力を許さない意識を持つための意識づくりや被害者を適切に支援するための相談体制の充実、関係機関との連携強化が求められています。

目指す方向

一人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、自己決定して生き方を選択できる社会を実現するためには、心身ともに健康で、困難な状況に置かれた場合でも包括的な支援を受けられ不安なく生活できる環境と体制が必要です。

そのためにも、経済的・社会的困窮へ対応するためのセーフティネットの充実や防災・災害対応、家庭内での暴力や児童虐待への適切な対応と支援体制の充実に取り組みます。

成果指標

項目	現状(R3)	目標(R7)
女性に関するがん検診受診率(乳がん・子宮がん)	乳がん 20.2% 子宮がん 17.1%	乳がん 35% 子宮がん 30%
健康診断受診率(国保加入者 40～74 歳)	60.4%	65%

施策方針 1 安心して暮らせる生活環境の創出

● 施策の展開

具体的施策	取り組み内容
障がい者や一人暮らし家庭への支援、男女が共に自立したライフスタイルの確立	○健康診断受診の促進 ○地域等での健康教室・講座の開催 ○障がい者児タイムケア事業等地域福祉サービスの充実 ○手話通訳派遣事業の充実
様々な家庭問題の救済、相談体制の確立	○相談体制の充実

施策方針 2 あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

● 施策の展開

具体的施策	取り組み内容
DV 防止に関する啓発と早期発見に向けた支援	○広報誌等での啓発、情報提供 ○DV 防止啓発のための学習会の開催 ○専門機関との連携強化
安心して相談できる体制づくり	○「子ども家庭総合支援拠点」の設置 (妊産婦から18歳までの児童に対する総合的な相談・支援)

第3章 資料

1. 豊丘村男女共同参画推進委員会規則

令和2年12月18日教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊丘村執行機関の附属機関の設置等に関する条例(令和2年豊丘村条例第27号)第9条の規定に基づき、豊丘村男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 推進委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 豊丘村男女共同参画計画(以下「豊丘村計画」という。)の策定及び改訂に関すること。
- (2) 豊丘村計画の事業推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、男女共同参画社会の形成に関し識見を有する者をもって組織する。

(副委員長)

第4条 推進委員会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、推進委員会の委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、推進委員会の委員長が会議に諮って定める。

2. 豊丘村男女共同参画推進委員名簿

役職	氏名
委員長	森田 正純
副委員長	中原 美穂子
委員	堀本 明一
委員	宮下 朋晃

3. 豊丘村男女共同参画推進の経過

平成 16 年 3 月 豊丘村男女共同参画基本計画策定
平成 17 年～ さんかくセミナーの開催
平成 19 年 11 月 地域づくり先進地(松本市 蟻ヶ崎)への視察
平成 22 年 9 月 豊丘村男女共同参画啓発パンフレット改訂版発刊
平成 30 年 7 月 豊丘村男女共同参画推進プラン改訂版発行

4. 豊丘村男女共同参画計画策定の経過

令和 4 年 5 月 28 日 第 1 回男女共同参画推進委員会開催(計画素案の検討)
令和 4 年 9 月 14 日 第 2 回男女共同参画推進委員会開催(計画案の検討)
令和 4 年 11 月 28 日～12 月 16 日 計画案に対するパブリックコメント実施
令和 5 年 2 月 15 日 第 3 回男女共同参画推進委員会開催

豊丘村男女共同参画計画
令和5年（2023年）3月策定

豊丘村教育委員会 事務局社会教育係・子ども課子育て支援係
豊丘村役場 総務課・健康福祉課
〒399-3202 豊丘村大字神稲 369 番地
電話：0265-35-9066 FAX：0265-35-2938
Mail：kominkan@vill.nagano-toyooka.lg.jp